東京大学寄附取扱規則

平成１６年９月３０日
役員会議決
東大規則第２３４号
沿革

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」という。）が学術研究の経費、教育・研究その他の事業の奨励・支援又は学生に給付・貸与する学資等として受け入れる寄附（不動産及び動産）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（株式等による寄附及び東京大学基金への寄附に関する取扱い）

第２条　株式等（企業等が発行する株式、新株予約権及び新株予約権付社債をいう。以下同じ。）による寄附については、東京大学における寄附による株式等取得取扱規則（平成１８年１月３０日東大規則第５５号）の定めるところによる。

２　遺贈（民法（明治２９年法律第８９号）第９６４条）による寄附については、東京大学における遺贈取扱規則（令和４年３月２４日東大規則第１０３号）の定めるところによる。

３　東京大学基金に係る寄附については、東京大学基金規則（平成１６年９月３０日東大規則第２３５号）の定めるところによる。ただし、東京大学基金に対する株式等の寄附については、東京大学における寄附による株式等取得取扱規則の定めるところによる。

（寄附の申込）

第３条　寄附の申込は書面による。

２　申込書の様式は、別に定める。

（寄附として受け入れることのできない条件等）

第４条　次に掲げる条件の付された寄附又は反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）からの寄附は受け入れることができないものとする。

(1)　学術研究の成果として得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄附者に譲渡又は使用させること等、寄附者に対して寄附の対価として、何らかの利益又は便宜を供与すること。

(2)　使用した寄附の経理について、寄附者が会計検査を行うこと。

(3)　寄附を受け入れることにより著しく財政負担が伴うこと。

(4)　寄附者からの寄附申込後、寄附者が寄附の全部又は一部を取消すことができること。

(5)　寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、教育研究上支障があると認められること。

（寄附の受入決定）

第５条　部局（東京大学基本組織規則第２０条から第２１条の６まで及び第４章に規定する附属図書館、文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる東京カレッジ

及び研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設、連携研究機構、国際協創海外研究拠点、教育研究部局、東京大学病院並びに同規則第１６条、第１７条及び第１８条の規定に基づく室等をいう。）を通じて受ける寄附（不動産を除く。）の受入決定は、当該部局の長（以下「部局長」という。）が行うものとする。

２　部局を通じない寄附（不動産を除く。）の受入決定は、渉外を担当する理事又は副学長（以下「担当理事等」という。）が行うものとする。

３　不動産による寄附の受入決定は、役員会の議を経て総長が行うものとする。

４　担当理事等又は部局長は、1千万円以上の寄附の受入を決定した際には、速やかに総長に報告するものとする。

（寄附の使途の特定）

第６条　前条により寄附の受入を決定した者（以下「受入決定者」という。）は、寄附の受入の決定に当たり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

（研究支援経費の取扱い）

第７条　寄附には、研究支援経費を伴うものとする。

（寄附金の振込の依頼）

第８条　経理責任者（東京大学会計規程（平成１６年４月１日東大規則第８号）第２３条第２項に規定する経理責任者をいう、以下同じ。）は、寄附金の受入の決定があったときは、寄附者に対し、別に定める「寄附金振込依頼書」を送付するものとする。

（寄附の受領方法）

第９条　寄附の受領は、不動産及び動産について、原状のまま受け入れるものとする。ただし、不動産について、第三者の権利が登記され、又は適法に占有されている場合には、当該権利の移転登記又は占有権を取得後受け入れるものとする。

２　外国通貨による寄附については、東京大学において円貨に交換の上、受け入れるものとする。

３　株式等以外の有価証券による寄附にあっては、受領後、適切なる換金性が確保された時点で、速やかに換金し、受け入れるものとする。

（受入報告及び礼状の発行）

第１０条　担当理事等及び部局長は、寄附を受け入れた際には、速やかに総長に報告するものとする。

２　総長は、寄附の入金があった際には、別に定める礼状及び領収書を発行するものとする。不動産及び動産等についても同様とする。

（寄附金の受入後の取扱）

第１１条　寄附金は、受入後から支出までの間、会計規程の定めるところにより取り扱うものとする。

（寄附金の使途の変更）

第１２条　寄附の目的達成後、寄附金に少額の残額が生じた場合、受入決定者は、残額について寄附金使途等を変更することができる。

２　寄附の受入教員が他の国立大学法人その他の研究機関に異動する場合、受入決定者は、当該教員の異動先に寄附金を移し替えること又は寄附の受入教員を変更することができる。

（教職員の私的経理の禁止）

第１３条　東京大学の教職員は、東京大学に対する寄附を受領したときは、直ちに東京大学に寄附手続を行うものとし、私的に経理してはならない。

（その他）

第１４条　この規則に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、その都度、定めるものとする。

附　則

この規則は、平成１６年９月３０日から施行し、平成１６年４月１日から適用する。ただし、第８条の規定は、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１８年１月３０日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

沿革

東京大学寄附取扱規則

体系情報

□第４編　研究・交流
　▽第２章　研究・産学連携等

沿革情報

◆平成１６年０９月３０日　　役員会議決
◇平成１８年０１月３０日
◇平成２２年１２月２２日
◇平成２８年０３月２３日
◇平成３０年０３月２９日
◇令和０４年０３月２４日
◇令和０８年０１月２９日
◇令和０８年０９月１５日